



平成 18 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社富士テクノサービス
代 表 者 名 代表取締役 高井 男
(コード番号 2336)
問い合わせ先
役 職 氏 名 取締役副社長 原田 久仁子
電 話 046-250-1666

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社第 30 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について決議されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本年 5 月 1 日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）が施行されたことに伴い、所定の定款規定を会社法に併せて整備するため変更するものです。

2. 変更の内容

定款変更案は下記の通りです。（下線部変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社富士テクノサービスと称し、英文では Fuji Techno Service Co.Inc. と表記する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 機械設計、製造機械装置の設計、製作、販売、保守点検	第 1 条 (現行のとおり) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 機械設計、製造機械装置の設計、製作、販売、保守点検

2. 金型の設計、製作、販売	2. 金型の設計、製作、販売
3. 新規事業・技術・商品に関する研究開発業務	3. 新規事業・技術・商品に関する研究開発
4. 情報処理サービス	4. 情報処理サービス事業
5. 労働者派遣業務	5. 労働者派遣事業
6. 就職斡旋業務ならびに就職情報の収集、提供に関する業務	6. 就職斡旋業務ならびに就職情報の収集、提供に関する事業
7. コンピューター関連商品の販売	7. コンピューター関連商品の販売
8. 音響、映像関連商品の設計、製作、販売、保守点検	8. 音響、映像関連商品の設計、製作、販売、保守点検
9. 工業材料関連商品の販売	9. 工業材料関連商品の販売
10. 事務用機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の卸小売の事業	10. 事務用機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の卸小売の事業
11. <u>損害保険代理業及び生命保険契約の締結の媒介に関する業務</u>	11. <u>商品機能説明用模型の製作及び販売</u>
12. <u>土地建物の売買、賃貸、仲介、管理の事業</u>	<削除>
13. <u>住宅展示場の設立及び運営管理とそれに付帯する広告宣伝業務</u>	<削除>
14. <u>各種展示会の企画及び展示ブースの製作、会場全体装飾とそれに付帯する広告宣伝業務</u>	<削除>
15. <u>スポーツ及び美術展、コンサート等の文化イベントに関する興行並びに各種セレモニーの企画、運営、管理とそれに付帯する広告宣伝業務</u>	<削除>
16. <u>美術館、博物館、百貨店での展示ディスプレイ</u>	<削除>
17. <u>ポスター、看板、図録の企画制作及び販売</u>	<削除>
18. <u>オブジェ及びモニュメント、商品機能説明用模型の製作及び販売</u>	<削除>
19. <u>美術品、室内装飾品、服飾、アクセサリー並びに日用雑貨、食料品の輸入及び販売</u>	<削除>
20. <u>特許権の保有及び株式市場への投資業務</u>	<削除>

<p><u>2 1.</u> 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施</p> <p><u>2 2.</u> 上記各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を神奈川県厚木市に置く。</p> <p><新設></p> <p>(公告)</p> <p>第4条 当社の公告は、官報に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数および各種の株式の数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、17,420株とし、そのうち普通株式は14,220株、種類株式(議決権制限株式)は、3200株とする。</p> <p>(議決権制限株式)</p> <p>第6条 当社は、株主総会において議決権を制限した種類株式(以下「議決権制限株式」という)を発行することができる。</p> <p>2 議決権制限株式の株主には、利益配当金、第28条の中間配当は支払われないものとする。</p> <p>3 議決権制限株式の株主は、<u>商法第425条</u>の残余財産の分配は受けられないものとする。</p>	<p><u>1 2.</u> 人材の職業適性能力の開発のための教育事業</p> <p><u>1 3.</u> 上記各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>(発行可能株式総数および各種の株式の数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、17,420株とし、そのうち普通株式は14,220株、種類株式(議決権制限株式)は、3200株とする。</p> <p>(議決権制限株式)</p> <p>第7条 当社は、株主総会において議決権を制限した種類株式(以下「議決権制限株式」という)を発行することができる。</p> <p>2 議決権制限株式の株主には、利益配当金、中間配当は支払われないものとする。</p> <p>3 議決権制限株式の株主は、<u>会社法第504条</u>の残余財産の分配は受けられないものとする。</p>
--	---

4 議決権制限株式の株主は、議決権制限株式が発行されて5年を経過した以降において、普通株式への転換を請求することができる。

(種類株式の転換)

第7条 当社が発行する種類株式は、発行の日後、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、取締役会で定める日をもって、その全部を種類株式1株につき普通株式1株の割合をもって普通株式に一斉に転換する。

- (1) 当社を消滅会社とする合併契約書承認決議案の可決
- (2) 当社を完全子会社とする株式交換契約書承認決議案もしくは株式移転の議案の可決
- (3) 当社の取締役会が、当社の発行する普通株式につき、証券取引所に上場することを申請する旨または店頭売買有価証券登録原簿に登録することを申請する旨決議した場合

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人をおく。

2 名義書換代理人及びその事務所取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株の買い取り、株券の交付の取扱等、株式に関する事務については、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてこれを取り扱わない。

4 議決権制限株式の株主は、議決権制限株式が発行されて5年を経過した以降において、普通株式への転換を請求することができる。

第8条 (現行のとおり)

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>株式の種類、株式の名義書換、株券の交付、その他株式に関する請求、届出、申し出の手續及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><削除></p>
<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>2 前項の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載された株主とする。</u></p> <p><新設></p>	<p>第11条 (現行のとおり)</p> <p><2項削除></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月末日とする。</u></p>

<p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段に定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により他の締締役がこれに代わる。</p> <p>(決議)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、法令またはこの定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。</u></p> <p>< 2項新設 ></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、<u>他の議決権ある株主を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会ごとに、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議決権制限株式が行使できる議決権)</p> <p><u>第15条</u> 当社が発行する議決権制限株式について議決権を行使することができる事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 取締役の選任並びに解任</p>	<p><u>第13条</u> (現行のとおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>2 会社法第309条第2項の定めによる決議および会社法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。</u></p> <p>(議決権制限株式が行使できる議決権)</p> <p><u>第16条</u> 当社が発行する議決権制限株式について議決権を行使することができる事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 取締役の選任並びに解任に關</p>
---	--

<p style="text-align: center;">に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">する事項</p>
<p>(2) <u>利益処分案承認に関する事項</u></p> <p>(3) <u>商法第245条第1項に定める営業譲渡等</u></p> <p>(4) 株式交換または株式移転</p> <p>(5) 会社分割</p> <p>(6) 合併</p> <p>(7) 組織変更</p> <p>(8) 解散</p> <p>(9) 資本の減少</p> <p>(10) 定款の変更</p> <p>(11) 第三者に対する有利な株式発行</p> <p>(12) 第三者に対する有利な条件による新株予約権の発行</p> <p>(13) <u>商法第266条、第280条、第348条、第408条、第430条に規定する決議</u></p>	<p>(2) <u>貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書承認に関する事項</u></p> <p>(3) <u>会社法第407条に定める営業譲渡等</u></p> <p>(4) 株式交換または株式移転</p> <p>(5) 会社分割</p> <p>(6) 合併</p> <p>(7) 組織変更</p> <p>(8) 解散</p> <p>(9) 資本の減少</p> <p>(10) 定款の変更</p> <p>(11) 第三者に対する有利な株式発行</p> <p>(12) 第三者に対する有利な条件による新株予約権の発行</p> <p>(13) <u>会社法第107条、第423条、第424条、第425条、第426条、第471条、第775条、第783条、第795条、第804条に規定する決議</u></p>
<p>2 議決権制限株式については、前項以外について議決権を有しないものとする。</p>	<p>2 議決権制限株式については、前項以外について議決権を有しないものとする。</p>
<p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p>	<p><削除></p>

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当社の取締役は3名以上10名以内、監査役は1名以上3名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第17条<現行のとおり>

(取締役及び監査役の選任方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

- 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

<p><u>(役員欠員)</u></p> <p><u>第20条</u> 取締役または監査役中に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を延期しまたは行わなくてもよい。</p> <p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u></p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(取締役会の招集手続)</u></p> <p><u>第22条</u> 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p><u>第23条</u> 当社は、取締役の決議により、取締役社長1名を定め、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>2 取締役社長は、当社を代表する。</p> <p>3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p><u>(業務執行)</u></p> <p><u>第24条</u> 取締役社長は当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐してその</p>	<p><削除></p> <p><u>(取締役会の招集)</u></p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>2 <u>取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および監査役に対して、これを発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。</u></p> <p><u>第21条</u> (現行のとおり)</p> <p><u>第22条</u> (現行のとおり)</p>
--	--

業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

<新設>

(報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

- 2 取締役会議事録は、10年間本店に備え置く。

第5章 計算

(営業年度及び決算期)

第27条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。

(中間配当)

第28条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載された株主又

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第24条 取締役および監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

<削除>

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

<削除>

<p><u>は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。</u></p> <p>(利益配当金及び除斥期間)</p> <p><u>第29条</u> 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p><u>2</u> 利益配当金が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>第6章 情報開示</p> <p>(会社内容説明書の作成)</p> <p><u>第30条</u> 当会社は、日本証券業協会の定める店頭取扱有価証券として要求される会社内容説明書を毎事業年度作成する。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第26条</u></p> <p><1項削除></p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>(会社内容説明書の作成)</p> <p><u>第27条</u> 当会社は、日本証券業協会の定める店頭取扱有価証券・<u>グリーンシート銘柄（エマージング区分）</u>として要求される会社内容説明書その他開示すべき書類を同協会が定める提出期間までに作成する</p>
--	---

以上